

令和 6 年 1 2 月 4 日

事業主の皆さまへ

広島県三次市長  
(市民部課税課)

令和 7 年度 (令和 6 年分) 給与支払報告書の提出について (依頼)

平素から本市税務行政につきまして、格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、給与支払報告書の法定提出期限は令和 7 年 1 月 3 1 日 (金) となっていますが、事務整理の都合上、令和 7 年 1 月 1 7 日 (金) までの提出にご協力をお願いします。

なお、事業主の方 (事業を継続されている方) は、特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、原則すべての従業員 (退職者・休職者・給与不  
定期支給者・乙欄該当者などを除く) について、個人住民税は「特別徴収」  
(給与差引) とすることが法律上義務付けられていますのでご理解とご協  
力をよろしくをお願いします。

【給与支払報告書の問い合わせ先・提出先・提出方法】

〒728-8501 広島県三次市十日市中二丁目8番1号

三次市市民部課税課市民税係

電話0824-62-6122 FAX0824-62-6352

Eメール kazei@city.miyoshi.hiroshima.jp

ホームページ <https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/>

提出方法 郵送、持参 (課税課または各支所、開庁時間：平日 8:30~17:15)、eLTAX

※詳しくは三次市ホームページ内「給与支払報告書の提出について」をご覧ください。

(裏面もご確認ください)

● 給与支払報告書（総括表）について

- 1 令和5年分給与支払報告書をeTAXで提出された事業所には、総括表、特別徴収仕切紙及び普通徴収切替理由書兼仕切紙は送付しておりません。様式が必要な場合は三次市ホームページ内「給与支払報告書の提出について」からダウンロードしてご利用ください。

● 給与支払報告書（個人別明細書）について

- 1 個人別明細書を作成の際は、各人の令和7年1月1日現在の住所を確認してください。
- 2 受給者の住所、氏名の漢字、氏名のフリガナ、生年月日、個人番号は必ず記載してください。（同姓同名の間違い防止のため。）
- 3 「摘要欄」については、前職分がある場合には前職勤務先や収入金額等、障害等がある場合には障害者の氏名や障害の程度を、記載してください。
- 4 住民税の徴収方法について普通徴収（個人納付）の従業員の方は「摘要欄」に、普通徴収該当理由の「記号」及び「略号」を記載してください。「記号」及び「略号」は次のとおりです。

記号	略号	普通徴収該当理由
A	退職等	退職者・5月末までに退職予定の方（休職者を含む。）
B	少額	給与の毎月支給額が少なく、特別徴収しきれない方
C	不定期	給与が毎月は支給されない方（不定期支給）
D	乙欄	他の事業主から特別徴収されている方（乙欄該当者）

- 5 給与支払報告書（源泉徴収票）の用紙は、最寄りの税務署で入手できます。

**令和7年度からの変更点（注意事項）**

令和6年分の所得税について定額による所得税額の特別控除（定額減税）が実施されたことに伴い、令和7年度（令和6年分）給与支払報告書（個人別明細書）の「(摘要)」欄に定額減税に関する事項の記載が必要となります。

年末調整をした場合は、「控除済額」及び「控除外額（控除しきれなかった額）」を記載してください。

また、合計所得金額が1千万円超の方で、同一生計配偶者を定額減税の減税額の計算に含めた場合は、「非控除対象配偶者減税有」と記載してください。

年末調整をしない場合は定額減税に関する事項の記載は不要です。

※個人別明細書の記載方法の詳細等については、国税庁ホームページ内「令和6年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引き」もご参照ください。